

Japanese Coalition Against Military Research in Academia

軍学共同反対連絡会

News Letter

2025.05.16

NO. 102

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp>

日本学術会議解体法案 5月13日衆議院強行採決 参議院で廃案に！

坂井大臣「特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す
会員は、今度の法案で解任できる」憲法 23 条「学問の自由」だけでなく、21 条「言論・表現の自由」を侵す
発言の撤回と大臣辞任を求める！

戦後の憲法体制の重要な柱である日本学術会議を解体し、総理大臣が統制する「特殊法人」とする日本学術会議法案が、少数与党に維新が加担して衆議院を通過した。法案審議の中で上記の大臣の暴言が飛び出し、「学問の自由」とともに、「言論や思想・信条の自由」を犯す違憲の法案であることが明確になった。なんとしてでも参議院で廃案に追い込もう。軍学共同反対連絡会も加わる〈日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会〉は5月20日に院内集会を緊急に開催する。近隣の方は会場に、遠方の方は同時配信を見ていただきたい。この集会を皮切りに、私たちは法案審議が行われる日に国会前で「人間の鎖」行動を行う。(5ページバナー参照)

日本学術会議法案に
反対する

緊急院内集会

(18:00開場)
2025年5月20日(火)18:15~19:45

参議院議員会館講堂

○国会議員スピーチ

YouTube
配信 ▶

○スピーチ (敬称略)

<https://www.youtube.com/watch?v=8h13B0cOLVE>CHO
OSE
Life

- 梶田隆章(日本学術会議前会長) ●広渡清吾(日本学術会議元会長)
- 加藤陽子(東京大学教授、会員任命拒否当事者) ●藤田祐子(日弁連副会長)
- 田中優子(法政大学前総長) ●長谷部恭男(早稲田大学教授)
- 隠岐さや香(東京大学教授) ほか リレートーク

5月13日衆議院本会議採決に抗議
国会前で声を上げる 130 名

《衆議院本会議での採決強行と抗議した市民》

5月13日午後2時、法案が衆議院本会議で強行採決された。立憲民主党・日本共産党・れいわ新選組・国民民主党・有志の会（リベラル保守6名の会）が反対したが、自由民主党・公明党・日本維新の会の賛成で可決されてしまった。

維新の三木議員の賛成討論はこれまでの学術会議に「特定の政党や外部勢力が介入し、影響を及ぼ」してきたかのように事実を捏造するという低劣で聞くに堪えないものだったが、最後に軍事研究推進こそが狙いであることをあけすけに述べている。「学術会議は、設立以来、軍学共同反対のスローガンの下に、かたくなに国防技術の研究への協力を拒み続けてきました。しかし、そのことが科学技術一般の進歩の妨げになってきました。…今後は大いに防衛技術の研究に貢献し、我が国の安全保障、平和の維持のために科学の力を発揮していただきたい。」

このように軍事研究を大学に強いる狙いの本法案を廃案に追い込むために、大学フォーラムの呼びかけに応え、軍学共同反対連絡会は16団体（現在は40団体以上）とともに学術会議「特殊法人」化反対の署名運動を2月に立ち上げた。

署名は今3万筆に達している。その署名呼びかけ団体が「学術会議「特殊法人」化に反対する学者と市民の会」を結成し、共同して取り組んできた。13日に衆議院本会議で採決することがわかり、急遽『学術会議「法人化」法案の衆院本会議での採決を許さない！5.13 人間の鎖行動』を呼びかけた。直前のメールやSNSでの連絡だけだったが130名が結集し、反対の声を上げた。そこに本会議で反対討論を行うれいわの上村議員、共産党の塩川議員も駆けつけ決意を語られた（立憲で反対討論を行なった山議員は会議のため来られなかった）。そして1時からの国会審議状況を衆議院TVで聴きながら、三木議員の暴言に抗議し、立憲、国民、令和、共産の反対討論に拍手を送り、採決されるや直ちに抗議の声を上げた。その状況をぜひ下記で見ていただきたい。（撮影：太田光征さん）

<https://www.youtube.com/watch?v=dkKT0rSEVZ4>

《5月9日内閣委員会での坂井大臣の暴言》

これに先立って5月9日の夕方、衆議院内閣委員会で採決が強行された。賛成は自民、公明、維新の21票。反対は立憲、共産、れいわ、国民民主、有志の会の18票。僅差だった。国民民主や、自由主義保守の立場から学術の国家統制を批判する有

志の会が反対する中で、維新は少数与党に手を貸すという犯罪的役割を演じた。維新はこの日の委員会でも許し難い発言を繰り返し、その中で坂井大臣が見出しの暴言をおこなったのである。以下、内閣委員会議事速報から抜粋する。

三木：一昨日、梶田会長が来られ「日本学術会議法案」の撤回を求める声明を配られております。この中の第21期会長（2011）年の広渡清吾氏は市民連合の方で、2017年の総選挙の際にしんぶん赤旗に意見を寄せられ…また市民連合呼びかけ人、日本学術会議元会長として、野党統一候補を応援する動画に出られております。何とおっしゃっているかということ、市民連合は…共通政策をつくりました。…安倍政権がこのまま参議院で勝つと九条が改悪されてしまうということが第一番目と発信されている。そのような方が、一会員ではなくて、元会長として名前を連ねているこの「日本学術会議法案」の撤回を求める声明文は、果たして政治的に中立的と言えるのか。

坂井国務大臣：大事なのは、政治的、社会的勢力や特定の外国勢力から独立して学術的な活動をしていただくというのが望ましい。特定の勢力に沿った形で活動いただくというのは本来の意味からは望まれていない。ただ、**特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は、学術会議の中で、今度の法案の中で、今度は解任ができる、**学術会議が解任できるということでございますので、どのような場合が解任に該当する事由となるかについては、学術会議において適切に判断されるべきであろうが、規則などにおいてあらかじめ具体的に定めておく必要があるかと考えております。

会長を辞めてから6年後の意見、しかも憲法9条を守るという立場からの意見を問題にすること自体が「言論の自由」への不当な介入である。しかも、それとは全く関係なく歴代会長6名が学術の未来を憂える立場から出された声明を、過去にこういう発言をした方がいることをもって政治的文書と決めつける発言も、論理的にも支離滅裂であり、また学術的見解を政治的だと断罪して葬り去ることは学問への政治的介入そのものである。

しかし大臣はその質問に、我が意を得たりとばかりに「政治的、社会的勢力や特定の外国勢力からの独立」と語り、「特定なイデオロギーや党派的な主

張を繰り返す会員は解任できる」と本音を吐露した。これは失言として済まされることではない。「憲法9条を守れ」ということも「軍事研究反対」も、政府の政策に楯突くものは全て党派的主張とみなし、排除するという言論への弾圧に他ならない。

この発言に関わるのは法案の32条である。

第三十二条 2 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。

3 総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。

4 第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。

この条文では違法行為でさえなく、不適当という曖昧な中身で解任できる。そして大臣発言は、この不適当な行為の中に、イデオロギーや党派的主張も含まれるというのである。これは共産主義者を大学などの公職から追放した戦前の治安維持法や戦後のレッドパージそのものである。そして共産主義者の次には自由主義者が、そして宗教者が迫害されたのである。滝川事件以後の歴史や、ニーメラー牧師の言葉を思い起こそう。

これは学術会議だけの問題ではなく、言論・表現の自由を根本的に侵すものであり、発言の撤回と大臣の辞職を求めるべき大問題である。これを曖昧にして学術会議法案の審議を続けること自体を許してはならない。

《軍事研究のための秘密保持規定》

審議の中で浮かび上がった問題は多々あるが、秘密保持規定についても見ておこう。

9日の委員会審議で塩川議員（共産）が「秘密保持義務で罰則まで作るのはおかしい」と問うと、坂井大臣は「政府の様々な情報が提供される可能性がある。具体的にどんな情報かを想定しているわけではない」と答弁した。そこで塩川議員が「**特定秘密や特別防衛秘密、経済安保保護情報といった秘密に関わる案件が対象として入るのか**」と追及すると大臣は「将来いろいろな場面が出てくると思いますので、**全てを排除するものではない**」と答えたのである。

そこで塩川議員は「だからデュアルユースも念頭にこういうことをやるのか」という疑念は当然出て

くる。会員の皆さんには何が秘密かわからない。会員の活動に萎縮効果をもたらすのは明らかだ」と批判している。これは今後、学術会議会員に特定秘密保護法や経済秘密保護法に関わる秘密情報が示される可能性があることを認めた重大な発言である。そのような秘密を学術会議に示すのは軍事研究を進めるために他ならない。

学術会議自体は審議機関であり、直接研究する機関ではない。しかし学術会議の前身ともいえる戦前の学術研究会議は文部大臣管理下にあったが、軍部の要請を受け1943年に科学研究動員委員会を設置し、「国民総武装兵器」「磁気兵器」「電波兵器」などいくつもの研究特別委員会を組織した。そのような委員会を組織するためには、軍事機密を知ることでもある必要である。

政府は2022年12月に閣議決定した国家安全保障戦略に「民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む」と書き込んだ。昨年防衛装備庁が新たに設立した防衛イノベーション科学技術研究所は米国の国防高等研究計画局（DARPA）をまねた組織で、AI、無人機、量子技術、電磁波など将来の戦い方を変える「ゲームチェンジャー」になり得る分野について企業や研究機関、大学などに中長期的な研究費の支援を行う。将来、年1兆円の支援を目指すとされている。そのために不可欠な全国の大学等の研究者のリストアップや組織化に学術会議を参画させる狙いもあるのではないかな。

そもそも学術に秘密などあってはならない。「開かれた交流が科学の過程の本質を成し、科学的成果の正確性及び客観性の強力な保証を与える」（ユネスコ2017年「科学及び科学研究者に関する勧告」）のであり、だからこそ大学も学術会議も軍事に関わるべきではなく、秘密保持規定も罰則も削除すべきである。

《この間の取り組みとこれから》

前述したように、私たちは多くの団体と共同で「学者と市民の会」を立ち上げた。当初の16団体をあげておく。

大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム／学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団／立憲デモクラシーの会／「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク／軍学共同反対連絡会／学問と表現の自由を守る会／安全保障関連法に反対する学者の会／日本戦没学生記念会（わだつみ会）／許すな！「日の丸・君が代」強制、止めよう！改憲・教育破壊 全

国ネットワーク／日本科学者会議／大阪歴史教育者協議会／教育科学研究会常任委員会／改憲問題対策法律家 6 団体連絡会／安保体制打破新劇人会議／日本学術会議の会員任命拒否の撤回を求める中野区民の会／日本民主法律家協会（日民協）

そして私たちは 4 月 11 日に下記の院内集会を行った。さまざまな立場の方がそれぞれの視点で語られ、改めてこの問題が日本の今後を左右するものであることが浮き彫りになった。映像をご覧ください。
<https://www.youtube.com/watch?v=Nod3z2Y6d18>



一方学術会議内部でも、法学委員会を中心にした心ある方々が粘り強く働きかけ、4 月 14・15 日の学術会議総会に、法案の全面的修正を求める決議案を提出された。会議の中での議論を通して光石会長も自らの提案を全面的に修正し、その結果両方の提案が総会で採択されたことで学術会議も法案への反対を明確にし、土壇場で政府と対決する姿勢を確立したのである。

決議の内容は下記で見ることができる。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>

私たち「学者と市民の会」も、100 名の「人間の鎖」で学術会議総会を激励した。金平さんらも駆けつけた「人間の鎖」の様子は下記で見られる。

<https://www.youtube.com/watch?v=hgjf6mXj4bA>

しかし林官房長官は一切の修正に応じないと言明したのである。そこで学者と市民の会は 4 月 30 日に緊急声明「日本学術会議法案の拙速な採決に反対し、慎重な審議を強く求めます」を出した。

そして 5 月 3 日の憲法大集会を始め全国各地で廃案を訴えた。有明防災公演で行われた中央集会には 38000 名が参加。私たちは集会に参加する皆さんに 5 月 7, 8, 9 日に国会前人間の鎖への参加を訴える 3500 枚のチラシを手渡した。また集会の中では佐藤学さんが法案を廃案にすることを全参加者に訴えた。こうして私たちの取り組みは一挙に広がった。

7 日は午前中の内閣委員会で梶田前会長と福田日弁連副会長が反対の立場で参考人として意見を

述べられた。その昼、国会前に 400 名が結集し「人間の鎖」を作った。参考人質疑を終えたばかりの福田弁護士、田中優子さん、金平さん、アメリカの学問の自由の危機を訴えたパストリッチさんなども駆けつけエールを送ってくださった。

https://www.youtube.com/watch?v=GVf45uy_L88

翌 8 日も 400 名が参加し、学費値上げ反対の学生の院内集会と連携して行った。5 名の学生が来て発言してくれた。前川喜平さんも駆けつけてくださった。

https://www.youtube.com/watch?v=tS6t4Bo_qm84

さらに委員会採決の強行が伝えられた 9 日、緊急の呼びかけにもかかわらず 200 名が参集し、採決するなと声をあげた。その後国会前に座り込み、議場での発言に耳を傾け、委員会採決が強行されるとその場で怒りのシュプレヒコールを挙げた。

https://www.youtube.com/watch?v=GVf45u_y_L88

こうした行動を積み上げ、冒頭で紹介した 13 日の行動が実現した。しかしまだ多くの市民に問題が知られるには至っていない。メディアももっと市民の問題として報じていただきたいと思う。一方学協会は 5 月に入って声明が多く出ている。全ての声明を下記で見ることができる。

<https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/scjinforporation2025/>

市民団体もそれぞれの視点で声を上げてほしい。例えば夫婦別性について、学術会議は 2014 年に「提言 男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」を発し、2021 年には公開シンポジウム「同姓／別姓を選ぶ権利～市民と学術の対話から～」を開催するなど、社会に発信してきた。

また今の大問題である高レベル放射性廃棄物地層処分についても、2012 年に原子力政策の国民的合意が欠如したまま最終処分地選定を先行させるのではなく政策を作り直すべきだ、と提言しているが政府は無視した。その一方で、政府は「福島処理水について国際機関も安全と言うのになぜ学術会議は発信しないのか」と批判し、汚染水を安全と言うように圧力をかけていたのである。

このような様々な問題で政府から独立して科学的提言を行う機関が存在することが市民社会にとって重要であることを提起し、廃案の声を大きなうねりにしていこう。そして私たちは 20 日をスタートに、翌週から始まる参議院審議にあわせて次のページの図のように国会前で人間の鎖行動を行い、なんとしてでも阻止する決意である。

軍学共同反対連絡会事務局長 小寺隆幸



学術会議解体法案を廃案に
暴言の坂井大臣は辞任せよ！
人間の鎖 ヒューマンチェーンで
学術会議の独立を守ろう！
国会へ 国会へ 国会へ
集まろう！
 憲法の保証する、学問の自由・市民的
 自由の危機に、立ちあがろう！
 リレートーク します

5月28日 水 12時～13時
5月29日 木 18時半～19時半
6月 3日 火 18時半～19時半
6月 5日 木 12時～13時
6月10日 火 12時～13時
 委員会採決など重大局面では
 大行動を呼びかけます
 衆議院 第2議員会館前
 国会包囲を目指します
 最寄駅：東京メトロ
 国会議事堂前駅、永田町駅
 全国各地でも、同時刻に人間の鎖
 も含め一斉行動を呼びかけます

**主催：日本学術会議「特殊法人化」
 法案に反対する学者・市民の会**
 Online署名呼びかけ40団体
<https://chng.it/h5SRtCDBDk>
協賛：総がが行動実行委員会、市民連合

誰でも参加できます！SNSで大拡散を！ #日本学術会議への介入に反対します

ポツダム宣言受諾 80 周年を前にして日本政府はどうする

731 部隊の人体実験「資料ない」の言い続け

・旧軍と自衛隊の連続 ・731 部隊の犯罪の隠蔽

参議院山添拓議員の国会質問

西山勝夫

軍学共同反対連絡会幹事・滋賀医科大学名誉教授・「戦争と医の倫理」の検証を進める会呼びかけ人

1. はじめに

標記のニュース詳細は、軍学共同反対連絡会のメーリングリストで、お知らせしたものである。まず3月21日に、「山添拓議員の質問 参院予算委員会 戦後80年を問う 「731部隊」について 以下で録画を見ることができます。昨年夏の清水さんの訪中にも言及がなされたことをお知らせします」を送った。

そして4月29日には、「山添拓議員は、3月21日に引き続き、4月24日に、参院外交防衛委員会で、「旧日本軍731部隊（関東軍防疫給水部）の生体実験などの資料がない」として戦争犯罪・加害の事実を認めず隠蔽してきた政府の姿勢を巡り、新しい内部資料を示して旧日本軍と防衛省・自衛隊は連続していると追及しました。」を送った。

本ニュースレターは連絡会会員以外の多くの方々に届けられているので、改めてこの間の山添議員の質問と国会での議論について紹介する。なおその後、山添拓議員に問い合わせた結果、議事録（映像入）と共に当日配布資料のアイコンの参照先がわかる新しい URL を教えていただいたので以下に記す。

<https://www.yamazoetaku.com/kokkai/10337>

<https://www.yamazoetaku.com/kokkai/10363>

2. 七三一部隊とは

念のために、山添議員の質問の冒頭を引用する。

戦後八十年、歴史の事実と真摯に向き合うことが不可欠と考え、質問する。

旧日本軍七三一部隊について。

満州事変をきっかけに組織が強められ、1938

年、中国東北部ハルピン市郊外に大規模な拠点を設け、生物兵器の研究開発を行った部隊です。抗日運動への参加などを理由に中国人やロシア人を裁判もせず拘束し、被収容者は丸太ん棒になずらえマルタと呼ばれ、三桁ないし四桁の番号で管理し、特別監獄に収容されました。人間ではなく材料扱いです。ペストや炭疽、コレラなど細菌に感染させる、手足を人為的に凍傷にからせる、馬の血を輸血する、毒ガスを吸入させる、空気を血管に入れる、食事を与えず餓死させる、水を与えず脱水状態にするなど、あらゆる実験が行われ、犠牲者は三千人とも言われます。生存者は一人もいません。

こうした事実は、森村誠一氏の『悪食』や、多くの研究論文、また戦後行われたハバロフスク裁判の記録、中国やアメリカで公開された資料からも広く明らかになっております。

3. 「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」とする日本政府

七三一部隊の「戦争医学犯罪」追及についてのこれまでの国会での審議は、国会会議録検索システムで「七三一部隊」あるいは「細菌戦」を検索すると、95件（2025年4月30日現在、検索欄で「国会会議録検索システム」と入力すると表示される。）がヒットするが、核心的審議としては以下があげられる。政府答弁では「資料ない」が繰り返されていることを確認できる。山添議員もその一部を引用した。

- ① 1950年3月1日衆議院・外務委員会で、聴濤克己(日本共産党)
- ② 1952年4月2日衆議院・林百郎(日本共産党)
- ③ 1962年12月7日衆議院・法務委員会で、赤松勇(日本社会党)、帝銀事件関係
- ④ 1964年5月15日衆議院・法務委員会で、赤松勇(日本社会党)、帝銀事件関係
- ⑤ 1971年5月20日衆議院・内閣委員会榎崎弥之助(日本社会党)
- ⑥ 1973年6月19日衆議院・内閣委員会で、横路孝弘(日本社会党)
- ⑦ 1973年6月21日衆議院・内閣委員会で、岡田春夫(日本社会党)
- ⑧ 1982年4月6日内閣委員会で、榊利夫(日本共産党)
- ⑨ 1982年4月9日衆議院 大蔵委員会で、簗輪幸代(日本共産党)、総理答弁有
- ⑩ 1982年7月8日衆議院・内閣委員会で、

渡部行雄(日本社会党)

- ⑪ 1984年7月9日参議院・決算委員会で、佐藤昭夫(日本共産党)
- ⑫ 1997年12月17日参議院・決算委員会及び1998年4月同・総務委員会で、栗原君子(新社会党)、総理答弁有
- ⑬ 1999年2月18日衆議院・予算
- ⑭ 2012年6月15日衆議院・外務委員会で、服部良一(社民党)

今回の山添議員の質問は13年ぶりの追及である。

「七三一部隊」「細菌戦」は衆参の在外同胞引揚問題に関する特別委員会などでも取り上げられていたことを確認できる。「七三一部隊」の初出は、1949年12月23日参議院 在外同胞引揚問題に関する特別委員会で、高山秀夫証人。「細菌戦」の検索では、119件ヒットする。初出は、1950年2月6日参議院 在外同胞引揚問題に関する特別委員会で、種村佐孝君証人(元朝鮮軍参謀)、高橋善雄証人(元新京市内開業医)。

4. 内閣総理大臣の答弁

内閣総理大臣が、七三一部隊に関して国会で答えたのは、2025年3月21日であった。内閣総理大臣答弁は、1997年12月17日の橋本龍太郎内閣総理大臣以来のことである。橋本総理は「先ほど、冒頭の御質問に対し、村山内閣当時、敗戦五十年という節目におきまして公表いたしました内閣総理大臣談話が公式のものとして申し上げました。そして、これにかかわりました閣僚の一人として、当然ながらこの考え方を継続していくことは私どもの役割であります。」と答えた。しかし、石破総理には橋本総理のような答弁は一言もなかった。

石破総理は陸軍の業務日誌(井本熊男陸軍参謀)を「日誌自体は私文書」「それ自体は私文書」「これは行政文書ではございません。」と言い抜けた。七三一部隊軍医(池田苗夫)の作成文書について「この文書自体は公開をしてきておるものでございましてこれを秘匿したということではございません。」
「この内容について真正かどうかということは、もう歴史の経過とともにそれを真正かどうか確認できるすべを私どもとして持たないのであって、隠してきたとかそういうことではございません。」
「それは事実かどうかということをごきちんと検証もすることが必要で、その手だてというものが歴史の経過とともにそれは失われたということをお申

し上げておるのでございます。そういうことを糊塗したり、責任を回避しようとか、そういうことを申し上げているわけではございません。我が政府はそのような不誠実な政府ではございません。」と明言した。

石破茂総理はじめ政府答弁がいかに出鱈目であったかが、以下に述べるように後日の4月24日の国会での山添議員質問で明らかにされた。

5. 資料・史料が見つからない理由

アジア歴史資料センター、国立公文書館、防衛研究所で検索しても肝心のものがヒットしない、ヒットしても表紙だけの状況が続いている。

4月24日に山添議員の請求により防衛研究所から提出された「公文書の公開審査実施計画」（1983年12月20日付）の公文書により隠蔽の仕組みが明らかとなった。

4月24日に山添議員は「判定を審査会議の審査に委ねるものは摘出とする」「人事に関するもの、判定を審査会議の審査に委ねるものは摘出すること」「人事に関するもので摘出の対象となっているのは七三一の史料だけ」「明らかに特別扱いしている」と追及した。その上で「国益を損なうおそれのあるもの、戦争関係法規違反及び国際問題へ発展するおそれのあるものの中に有毒ガスの使用とあり、やはり公開すべきかどうかは摘出審査にかけよなっています。」「好ましくない社会的反響を喚起するおそれのあるもの、そして、その中に細菌兵器に関するものが挙げられ、実験についての報告・記録、使用の疑いを抱かせるものが摘出審査対象となっています。」「七三一部隊を始め毒ガスの使用や細菌兵器の実験、使用に関する史料は当時防衛研にあったということにほかならないではありませんか。」と追及した。

「公文書の公開審査実施計画」は2002年に廃止されたというが、それまでに非公開とされた文書の目録も明らかにされてない。国立公文書館で公開されている類似の公文書が防衛衛生研究所では公開されていないことなどから、隠蔽は続いているといえる。

6. 従来の政府答弁の繰り返し

中谷元防衛大臣も「いわゆる七三一部隊につきましては、時間的な経過を鑑みますと、更なる調査を行い、明確な形で事実関係を断定をするということは極めて困難と考えます。新たな事実が判明する場合には、歴史の事実として厳粛に受け止めていきたいと考えております。」とオウムのよう

に繰り返した。

7. 新たな隠蔽の論理

防衛省防衛政策局長は「一般に、ある資料に記載されている内容が客観的に事実か否かということ政府として断定するためには、その資料の性格や時間的な経過、その他複数の資料から裏付けられるかといった様々な要素を総合的に考慮し、慎重に判断する必要があります。池田氏本人やその他多くの関係者が亡くなられ、直接的な確認を取ることができない状況において事実関係を断定することは極めて困難であります。」「防衛研究所においては、管理している戦史史料を整理する目的から、旧軍が作成したと見られる文書を公文書、個人による日記、回想などと呼ばれる文書を非公文書として分類している」「公開審査実施計画が作成されたのは約四十年前でありまして、個別の記述や、それが公開、非公開の判断にどのように適用されたかについて確たることを申し上げるのは困難であります。」などと回答した。

山添議員は「ごちゃごちゃおっしゃったんですけれどね、どれも公文書なんですよ。自ら所蔵している史料に書かれていることすら認定できないというのは、これは理解できません。」と述べた。先人の努力により遺され、発掘されてきた公文書さえ、非公文書に振り落とし、救われた公文書も「検証」を持ち出し蔑ろにし、「本人やその他多くの関係者が亡くなられ」るままにし、「事実関係を断定する」ための基準・方法・予算・体制も明示しないのが日本政府の現状であることがさらに明らかになった。このままでは、戦後80年の終戦記念日を前にして、先の「聖戦」でのアジアの犠牲2000万人超も「事実関係を断定することは極めて困難」として責任回避しかねないといえよう

8. 隠蔽の体制

山添議員の防衛研究所戦史室に関する質問に対し防衛政策局長は、「昭和48年5月に防衛研修所戦史室により作成された『戦史編纂沿革・履引』によれば、戦史室に在籍した戦史編さん官等の人数は121人でありまして、その全員が旧軍関係者であった」と答弁した。

私が発掘しつつある『留守名簿』などは戦後厚生省管轄の復興庁などで運用され、今日に至っている。ここにも多数の旧軍人が従事していた。その隠蔽の論理・体制も暴かれねばならない。

9. さらなる質問に期待

山添議員は「私の手元には、池田氏が戦後、新潟大学に提出した履歴書の写しもあり、池田氏自身が当時七三一部隊に所属していたことを記しています。改めて、政府として調査して報告するように求めたいと思います。」と述べている。さらなる質問の展開が期待される。

10. 「731 部隊細菌戦国家賠償訴訟」では事実認定

中国の生物兵器攻撃の被害者やその家族は、日本国を相手取って謝罪と賠償を求める裁判を起こした。その過程で、政府は原告があげた史実に対する反証を一切しなかった。

東京地方裁判所は 2002 年 8 月、731 部隊等の旧帝国陸軍防疫給水部が、生物兵器に関する開発のための研究及び同兵器の製造を行い、中国各地で細菌兵器の実戦使用（細菌戦）を実行した事実を認定した。

しかし、原告の請求に関しては、当時は国が戦争被害について賠償する法律がまだ制定されていなかったことを理由に、全面的に棄却した。原告は控訴したが、東京高等裁判所は 2005 年 7 月、最高裁は 2007 年 5 月に棄却し、判決が確定した。

司法は「細菌戦被害に対し我が国が何らかの補償等を検討するとなれば、我が国の国内法ないしは国内的措置によって対処することになると考えられるところ、何らかの対処をするかどうか、仮に何らかの対処をする場合にどのような内容の対処をするのかは、国会において、以上に説示したような事情等の様々な事情を前提に、高次の裁量により決すべき」とし、自らは決しなかった。

11. 国立国会図書館に恒久平和調査局を置く構想

立法府である国会でも、上述のように決せられないまま今日に至っている。

戦争被害調査会法を実現する市民会議の取り組みにより、恒久平和調査局設置法案が、国会では「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」として以下のように提出され、

第 145 通常国会(1999 年)衆議院へ提出→第 147 国会にて廃案

第 150 臨時国会(2000 年)衆議院へ再提出→第 157 国会にて廃案

第 159 通常国会(2004 年)衆議院へ再提出→第 162 国会にて廃案

第 164 通常国会(2006 年)衆議院へ再提出

第 171 回国会(2009 年)で 27 番「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」審議未了

となったまま今日に至っている。

第 171 回国会について、衆議院トップページ >立法情報>議案情報>第 171 回国会 議案の一覧>を検索すると、経過情報は、議案提出者は鳩山由紀夫、近藤昭一、寺田学、横光克彦、石井郁子、吉井英勝、辻元清美、保坂展人の 7 名、議案提出会派は民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合、議案提出の賛成者 113 名である。本文の概要は以下のとおりである。

今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く。

恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査する。

一 今次の大戦に至る過程における我が国の社会経済情勢の変化、国際情勢の変化並びに政府及び旧陸海軍における検討の状況その他の今次の大戦の原因の解明に資する事項

二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となった者の就労等の実態に関する事項

三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項

四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、実験、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項

五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により旧戸籍法の規定による本籍を有していた者以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又

は財産に生じた損害の実態に関する事項

七 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとった措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

12. 「公的」日中歴史共同研究

2005 年 4 月 14 日に国会（参議院・外交防衛委員会）で初めて政府（町村信孝外務大臣）は日中歴史共同研究に言及した。

外務省によれば、2005 年 4 月の日中外相会談において、町村大臣より日中歴史共同研究を提案、翌 5 月の日中外相会談において、詳細は事務当局間で議論していくことで一致。2006 年 10 月の安倍総理大臣（当時）訪中の際、日中首脳会談において、日中有識者による歴史共同研究を年内に立ち上げることで一致。同年 11 月、APEC 閣僚会議の際の日中外相会談において、歴史共同研究の実施枠組みについて合意。2006 年 12 月 26-27 日に北京で第 1 回全体会合、2009 年 12 月、第 4 回全体会合（最終会合）を実施し、今期の歴史共同研究は終了。2010 年 1 月 31 日、両国委員による自国語論文（報告書）を発表。2010 年 9 月 6 日、報告書翻訳版を発表。となっている。

国会では 2015 年 12 月 11 日の参議院・文教科学委員会での田村智子(日本共産党)の言及が最後である。石兼公博外務省アジア大洋州局長は「日中歴史共同研究報告書に収められた論文は学術研究の結果として執筆者個人の責任に基づき作成されたものでございまして、政府として個々の論文の具体的記述についてコメントはしないとの立場でございます。」と答弁している。

報告書の総論では「共同研究は 3 年が経過したばかりで、数十年さらには百年以上蓄積されてきた歴史認識の隔たりを解決するには、まだ端緒を開いたにすぎない。多くの問題についてさらに意見を交換し、深く研究する必要がある。いま発表する論文は第一段階での初歩的な研究結果で、次の段階に発表を持ち越される論文もあるし、次の段階で引き続き研究が必要なテーマも多くある。」と述べられている。外務省も「今期の歴史共同研究は」と述べている。しかし、その後の「共同研究」はないまま今日に至っている。

13. 日本医学会の「未来への提言」

15 年戦争と日本の医学医療研究会（2000 年設立、現、戦争と医学医療研究会）や「戦争と医の倫理」の検証を進める会（前身は 2006 年設立）は、日本の医学医療界が戦争に深くかかわっていたことを明らかにし、日本の医学医療界を代表する日本医師会・日本医学会ならびに日本医学会総会に対し自省を求めてきた。

日本医学会は 2022 年に創立 120 周年記念事業を行った。その一環として、同年 4 月 2 日に開催されたシンポジウム「未来への提言」を経て、発表された『未来への提言』（全 103 頁、2023 年 3 月 26 日）がある。同書 p72 には、

わが国も、これまで医学・医療の名において、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ。戦時中に石井機関と七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験が広範に行われ、この研究には当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実がある。その後も、ハンセン病患者に対する強制隔離や優生手術を行った事件や薬害エイズ事件等の重大な事例、さらには、「旧優生保護法」に象徴される生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪が起こった。私たちは、こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する。

日本医学会は、医学・医療の進歩が、患者と社会の理解および信頼と合意を得て、社会の基本的価値と倫理規範に合致した形で提供されるよう、不断の努力を払うことを決意し、現在そして未来の医学・医療が、患者と人々に大きな幸福と福祉をもたらすことを希求する。

という、日本医学会史上初めての画期的な表明がある。

この表明について石破総理は熟知した上で「この内容について真正かどうかということは、もう歴史の経過とともにそれを真正かどうか確認できるすべを私どもとして持たないのであって、隠してきたとかそういうことではございません。」と答弁したのであろうか。

14. 七三一と日本学術会議解体

国会会議録検索システムによれば、6 名の任命

拒否が執行された直後の 2020 年 11 月 13 日の衆議院・内閣委員会で、吉田統彦議員（立憲民主党）が、次のように問うている。

「我が国の過去、学問に対して政治や軍事が強制的なかかわりを持つと、非常に不幸な出来事が起こっています。例えば、九州大学生体解剖事件。これは、当時の九州帝大、今の九州大学の医学部の外科において、アメリカ軍の捕虜に対して生体解剖を、被験者が生存状態で生体実験や解剖が行われた事実があります。これは九州帝国大学、組織としてかかわっていないという主張もありますが、ただ、B 級戦犯裁判、主任教授、自分自身の責任だと言って自殺していますので。しかし、その後の B 級戦犯の裁判等々で、やはり同大学医学部と軍部の両方による組織的な実行であったことを否定できないとする見解が有力であります。また、それは関係者の反倫理的行為の意図的な隠蔽、否認という事実からも裏づけられるとされています。また、軍部の主導ですが、七三一部隊。石井四郎軍医中將によって中心的に進められた。このように、学問に対して政治、軍事がかかわることによって不幸な出来事が起こったという、過去の我が国の苦い経験がございます。だから、憲法上、殊さらに二十三条において、教育の自由と区別した学問の自由を定めて、学問、研究に対して国家からの自由を定めたわけではありません。しかし、今回の学術会議の問題、このような我が国の苦い経験に逆行するおそれがあると考えます。このような歴史、重い歴史です、官房長官。顧みて、今回の措置が歴史に逆行する形になるとは思いませんか。」

日本学術会議解体法案との関わりで、「七三一」は、まだ俎上にのっていない。

15. 日本学術会議が解体されれば

2003 年 7 月 15 日の日本学術会議「生命科学の全体像と生命倫理特別委員会報告」の「戦時下人体実験」の項には「生命倫理を考える契機になった近代史上の最初の事件の一つとしてあげておかなければならないのは、第二次世界大戦中のナ

チスによる大量虐殺や大学医学部医師も参加した日本軍 731 部隊による非人道的な人体実験である。これら事件は人間として余りにも常軌を逸したものであって、いくら厳しく糾弾されても足りるものではない。このうち、731 部隊の事件に医師たちも参加していたことは長い間隠蔽されてきた」とある。

また、2005 年 7 月 21 日の日本学術会議「平和問題研究連絡委員会報告」には「日本学術会議としても、」「日本の未決の戦争責任、」「無差別的な空襲や原爆投下にかかわる米国や連合国の戦争責任やシベリア抑留にかかわるソ連（ロシア）の戦争責任などの諸問題を学術的に解明することが重要」とある。

このような報告が出されているにもかかわらず、政府は一度たりとも日本学術会議に諮問したことはない。また、日本学術会議は勧告を出していない。

その後の 2005 年（第 20 期）から、日本学術会議の会員選考が、“日本学術会議に設置された選考委員会が、会員・連携会員からの推薦を考慮して選考。任期 6 年、3 年ごとの半数改選。再選なし、定年 70 歳。（コ・オペレーション方式の導入、現行制度）”に変えられたこともあり、両報告以降の進捗はない。法案が通り解体されれば、日本学術会議の蓄積も水泡に帰しかねない。

（注：七三一や 731 は同じ意味であるが、典拠の表記に準じているため混在している。）

【紹介】2025 年 5 月 14 日朝日新聞より一部

生体実験を行なった旧日本軍の細菌戦部隊のうち、南京などの部隊の隊員名簿（1945 年の不在名簿）が国立公文書館から研究者に公開された。閲覧した西山勝夫滋賀医科大名誉教授は、「731 部隊で細菌戦の研究をした隊員の名前が 1644 部隊（中支那防疫部）の名簿でも確認できれば、細菌戦同士の連携が裏付けられ、日本軍細菌戦部隊の新たな研究に接続する可能性もある」と指摘する。

軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
軍学共同反対連絡会事務局 メール pokojpeace@gmail.com 小寺